

# 会津若松市議会政策討論会 第3分科会 中間総括



平成 25 年 8 月 9 日

政策討論会 第3分科会

委員長	長谷川	光 雄
副委員長	渡 部	誠一郎
委員	佐 野	和 枝
委員	渡 部	認
委員	斎 藤	基 雄
委員	戸 川	稔 朗
委員	坂 内	和 彦

## 【目次】

第1	はじめに	・ ・ ・ ・ 1
第2	第3分科会の主な取り組み経過について	・ ・ ・ ・ 2
	1 前期議会からの引き継ぎ事項	
	2 問題分析のテーマ設定	
	3 専門的知見の活用	
	4 行政調査の実施	
第3	委員間討議による意見の集約	・ ・ ・ ・ 4
	1 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による地域経済 への影響を踏まえた今後の政策のあり方	
	(1) 地域産業の現状と復興、再生に求められる考え方	
	(2) 地域経済活性化に向けて認識すべきこと	
	(3) 住民一人ひとりが輝く地域づくりへ	
	2 住民一人ひとりが輝く持続可能な地域づくり	
	(1) 地域の成り立ちを踏まえた地域経済の活性化の考え方	
	ア 本源的な「地域」と現代における「地域」の乖離	
	イ 活性化すべき地域とは	
	ウ 地域経済の活性化の考え方	
	(2) 地域経済活性化に必要な要素	
	ア 地域個性を生かした産業振興の必要性	
	イ 多面的機能を有する地域プラットフォームの創設	
	ウ 地方自治体による行財政権限の適切な行使	
	エ 政策づくりへの住民参加	
第4	今後の取り組みについて	・ ・ ・ ・ 12
第5	取り組み経過一覧	・ ・ ・ ・ 13

## 第1 はじめに

政策討論会第3分科会では、平成23年12月8日の政策討論会全体会で割り振られた10の討論テーマのうち、「地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成」について、前期議会からの引き継ぎ事項や専門的知見の活用、また産業経済委員会での行政調査等の機会を得ながら調査研究を行い、委員間討議を通して地域経済や地域産業のあり方についての認識を深めてきた。

今般の中間総括においては、第1に、第3分科会のこれまでの取り組み経過について示すとともに、第2に、委員間討議により集約された政策課題に対する分科会としての考え方、さらには第3に、次期分科会へ申し送るべき、今後の調査研究事項について総括するものとする。

## 第2 第3分科会の主な取り組み経過について

### 1 前期議会からの引き継ぎ事項

前期議会の第3分科会からは、政策課題の解決に向けた考え方の大きな枠組みについては、一定の集約がされたとの申し送りがなされており、その骨格として、以下の考え方が示されている。本分科会では、前期議会における政策研究の内容を踏まえ、これらを生かしながら政策研究を深化させていくことを基本的な方向性とするものとしたものである。

#### 【前期議会から引き継いだ基本的方向性（考え方）】

- ① 開発対象としての地域から持続可能な地域づくりへ政策的な方向付けをすること
- ② 政策に基づく計画的な行政運営と市民参加が必要であること
- ③ 内発的産業振興により地域内再投資力を育成すること

### 2 問題分析テーマの設定

また本分科会では、政策課題に係る問題を分析するに当たり、第1に「地域経済が持続可能な形で活性化するあり方について」第2に「地域産業を

維持・育成することができる方策（仕組みづくり）について」を問題分析のテーマとして設定した。

これらのテーマに沿った形で、地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成に向けた方向性を示すとともに、それに基づく今後の地域産業のあり方を示すこと、さらには、今後の地域産業のあり方を実現する枠組みと仕組みを明らかにするとともに、地域産業の将来像に向かって、現状の問題・課題を解決する政策的な手法を明らかにし、政策的に体系付けることを試みようとしたものである。

### 3 専門的知見の活用

問題分析に当たっては、委員間討議により議論された論点等について、客観的な視点を踏まえながら考え方の整理をしていくため、専門的知見を活用し、理論面でのアドバイスなどをいただいていた。

平成 24 年 3 月 22 日には福島大学経済経営学類の小山良太准教授より、同 4 月 27 日には、同大学の鈴木浩名誉教授より、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による地域経済への影響と今後の展望について講義をいただき、フロー、ストック、社会関係資本など、地域における多様な資源への損害状況を踏まえた新たな仕組みづくりの必要性、災害バブルと災害失業という矛盾が生じている現状、地域住民の生活、生業の復興という視点に立った、真の復興・再生に向けた地域経済のあり方等についてご教示いただいたものである。

また、平成 25 年 3 月 31 日には、京都大学大学院経済学研究科の岡田知弘教授より、「地域経済活性化」という概念の正確な捉え方、その実現に向けた地域内再投資力の質的・量的形成の重要性、地域個性のある取り組みやこれを具現化する地域内産業連関の意識的構築の必要性等についてご教示いただくなど、地域経済が持続可能な形で活性化するあり方について理解を深めてきた。

### 4 行政調査の実施

本分科会の委員で構成する産業経済委員会では、平成 23 年度に静岡県掛川市及び静岡市について、平成 24 年度には岩手県花巻市及び秋田県横手市

について行政調査を行った。

掛川市では、中心市街地活性化基本計画について調査を実施し、計画策定に当たっては、中心市街地のみならず、周囲の農村地域の活性化にも寄与するあり方を示すことが、地域住民との合意形成には求められること、また商業振興のみならず教育、医療等多様な社会的インフラを備えた中心市街地のあり方が描かれるべきであることを認識した。

静岡市では、ものづくり産業振興条例、めざせ茶どころ日本一条例の2つの議員提案条例について調査を実施する中で、政策条例の立案に当たっては、執行機関には意識しづらい横割りの・総合的な視点が求められること、条例制定のプロセスを重視し、議員みずからが政策への認識を深めることにより、その後の政策評価や執行機関の監視等も充実したものになるなど、議会が二元代表性の一翼を適切に担うことにもつながることを理解した。

花巻市では、起業化支援の取り組みへの調査を通して、内発的産業振興に当たっては、産学金官連携、地域内産業連関など多様なネットワークを構築して地域産業全体の底上げを図ることが重要であること、地域産業のポテンシャルを高めることにより、誘致企業との共存共栄が可能になることなどを確認した。

横手市では、食と農からのまちづくりについて調査を実施し、農産物や加工品など地域資源を生かしたまちづくりを推進するに当たり、産業振興の視点に加え地域文化の継承、食育の推進など多面的取り組みを展開することで、多様な地域住民の参加を促し、地域ぐるみのまちづくりに発展させている事例について学んだ。

第3分科会では、これらの行政調査による各地の先進事例の内容も踏まえながら、地域経済活性化のあり方について委員間討議を重ねてきた経過にあり、全体最適性の視点に立った活性化策の検討、多様なネットワークの構築、住民参加による地域一体の取り組みなどの主要な論点について、その必要性を確認したものである。

### 第3 委員間討議による意見の集約

第3分科会では、上記の取り組みを通して、地域経済活性化と持続可能な地域産業の維持・育成を実現するあり方について委員間討議を行い、意見を集約してきた。その手順としては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故が、地域経済に大きな影響を及ぼしているとの認識から、今後の政策の方向性を見定めるに当たっては、まずはこの影響について一定の総括をした上で、今後の地域経済のあり方を検討していく必要があるとの考えに至ったものである。

このようなことから、委員間討議による意見の集約内容として、第1に、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による地域経済への影響を踏まえた今後の政策のあり方について、第2に、政策のあり方に基づく地域経済活性化について、以下のとおり集約したものである。

#### 1 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による地域経済への影響を踏まえた今後の政策のあり方

第3分科会では、専門的知見の活用により示された視点・視座を踏まえ、第1に、今般の災害を経た地域産業の現状を踏まえるとともに、地域産業の今後の復興、再生にはどのようなことが求められているのか、第2に、災害からの復興、再生による地域経済の活性化を図るためには、どのような認識を持つことが必要となるのか、このような観点から政策のあり方を検討したものである。

##### (1) 地域産業の現状と復興、再生に求められる考え方

本市の産業は、震災による直接的な影響は県内他地域と比較して少ないものであったが、原発事故に起因する放射性物質に係る実害や、風評被害の影響等を受けており、その影響は基幹産業である農業や観光関連産業をはじめ、製造業、小売業、サービス業など多方面に波及した。各分野において放射線による影響への対策等を講じ、安全性についての情報発信等が行われているが、地域住民、消費者、観光客等の十分な不安の払拭には至っていない現状にある。

またその一方で、担い手の高齢化や後継者不足、消費者ニーズの変化等による顧客減などにより、震災以前から景気低迷に苦しむ企業、店舗等が存在しており、地域産業の復興、再生に向けては、既存の政策に基づく対症療法ではなく、新たな枠組みも想定した抜本的な対応策の構築が求められているものと考えられ、単なる現状への回復ではなく、地域産業が持続的に発展していくことを可能とする産業構造を育てていくための機会として捉えるべきであると認識するものである。

## (2) 地域経済活性化に向けて認識すべきこと

新たな産業構造を育て地域経済を活性化していくためには、地域産業の担い手となる地域住民の生活が維持されなければならない。地域住民は、日々の経済活動により生活の糧を得ると同時に、これらの活動を通して必要な消費財やサービスの提供、町並みの形成、環境の保全等さまざまな形で地域にかかわるなど、地域社会の形成に大きな役割を果たしている。しかしながら、今般の災害の影響により、多くの地域住民が生業や生活そのものを脅かされるなど復興への出口を見つけられずいる。このことを踏まえれば、地域経済の活性化に向けては、地域住民の生活や生業の復興に視点をおいた施策を講じ、地域の中小企業者や商店主、農業者等の多様な主体が、いきいきと経済活動に従事できる環境を構築するなど、地域住民一人ひとりの生活に寄り添った政策づくりが求められていると認識するものである。

## (3) 住民一人ひとりが輝く地域づくりへ

今般の災害は、広域複合災害として各地で甚大な被害を引き起こし、本市では今もなお、地域住民の生活に影響を及ぼしている。この未曾有の災害を経験し、さらには見通しの立たない復興、再生への中途にあって、地域では改めて住民一人ひとりの生活に着目し、これを守り続けることのできるあり方が求められていると理解したところである。

このような地域の実現に向けて地域経済政策が果たす役割は、多様な経済主体が、みずからの地域を守り、発展させることに寄与できるような政策を打ち出すとともに、これを実現する仕組みを構築するこ

とにより、住民一人ひとりが輝く地域を意識的につくり出すことであると認識を深めたものである。

## 2 住民一人ひとりが輝く持続可能な地域づくり

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による地域経済への影響について一定の総括をする中で、第3分科会では、今後の政策のあり方として、住民一人ひとりが輝く持続可能な地域づくりが求められていると認識したところである。そこで、この地域づくりを具現化していくためには、どのようなことを理解し、またどのような観点を持ち、政策づくりを進める必要があるのか、専門的知見の活用を図りながら、その考えを集約してきた。

### (1) 地域の成り立ちを踏まえた地域経済の活性化の考え方

平成25年3月31日に開催された政策研究セミナーでは、全国で展開されてきた企業誘致や大型プロジェクトの誘致が、実質的な地域の活性化にはつながっていないといった実態が、経済の仕組み等を踏まえながら示された。これを受け、第3分科会では「地域経済活性化」とはそもそもどのようなこととして理解すべきなのか、その考え方を漠然とではなく、経済の仕組み等を踏まえた上で理解し、共有する必要があると認識した。

このようなことから、地域の成り立ちを踏まえながら、この地域が実質的にどのような状態になることが「活性化する」ということになるのか、委員間討議を行ったものである。

#### ア 本源的な「地域」と現代における「地域」の乖離

「地域」とは、階層性のある概念であるが、本源的には固有の自然と一体となった「人間の生活領域」と捉えることができる。<sup>[1]</sup>人間は、みずからの生活領域の中で、必要なものを自然から獲得し、物質的代謝を繰り返すなど、生活領域と経済活動領域を一体のものとしながら生活を成り立たせてきた。しかし現代では、経済のグローバル化により、人間の生活領域と経済活動領域は一体のものではなくなり、日本

人の生活は、食料をはじめ、衣類、工業製品など、衣食住にかかわるあらゆるものが、海外の労働力に頼らなければ成立し得ない状況にある。その一方で、この経済のグローバル化が、地方都市の産業の衰退を引き起こしており、本来の経済活動領域である地域で生業を持ってない地域住民が地域外に流出することにより、産業空洞化、生産人口の減少が急速に進んでいる。地方都市の産業、住民の減少は、地域経済を支える生産人口のみならず、地域コミュニティーや地域環境保全、防災組織など地域社会の担い手が減少することを意味しており、言い換えれば地域社会を維持する多面的機能が失われることにもつながるものである。このことが、生活の場としての地域を脅かし、高齢者などを中心に「公共交通機関がなくなり通院ができない、生鮮食品が買えない、近くに頼れる人もいない」といった状況が発生するなど生活環境が悪化している。

#### イ 活性化すべき地域とは

このような中で、生活の場としての地域が成り立つためには、地域に人が集い、地域社会が維持されることが重要であり、その前提として、人が生活をしていくための経済活動が不可欠になる。さらには、当該経済活動が、地域に必要な商品、サービスなどを生み出し、地域住民の生活環境の維持に貢献することで、経済活動の主体（地域住民）とサービス等を利用する消費者（地域住民）が相互に影響し合い、相互の生活環境が維持されることにつながるものと考えられる。

このようなことを踏まえれば、地域経済の活性化を図るとともに、地域社会を維持していくためには、住民の生活領域（地域）と経済活動領域が一定の領域に共存していることが重要であると考えられ、現代においては、日常的行動の広がりとして、生活圏を一つの枠組みとして捉え、その活性化策を検討することが適当であると理解したものである。

#### ウ 地域経済の活性化の考え方

では、この地域が「活性化する」とは、どのようなことが実現され

るべきなのか。

地域の経済活動は、従業者数、事業所数とも、その多くが中小企業、商店、農家、協同組合、NPO などの地域産業により占められており、地域住民はこれらを生業としながら生活している。

これらを踏まえれば、地域経済活性化とは、地域の中心を担う地域産業の経済活動を充実したものとし、その規模を拡大していくこと、それによりこれら地域産業の担い手である地域住民の生活環境向上を実現していくことと言えるのではないかと考えられる。その実現に向けて、重要な要素となるものが「地域内再投資力の量的・質的形成」<sup>[2]</sup>である。つまり、中小企業や商店など地域内にある経済主体が、地域への投資を繰り返すことで、そこに仕事と所得が生まれ、住民の生活が維持されるという考えである。経済活動により生じた利益を地域に還流し、さらに地域内を循環させることにより、多様な経済主体が、利益と再投資の機会を得ることにつながる。これらを実現する仕組みを、意識的に構築していくことが、地域住民一人ひとりの生活の維持・向上につながるものであり、このような取り組みこそが本質的な「地域経済の活性化」であると認識したものである。

これまで地域経済活性化の手法として、本市も含めた多くの地方都市で取り組まれてきた企業誘致は、一定の雇用の受け皿にはなり得るものの、原材料が外部調達され、また利益の多くは本社のある首都圏に還流するなど、地域内への利益の還流・循環が図られず、地域内再投資力が十分に形成されないとの指摘もある。<sup>[3]</sup> 今後は、誘致企業においても、雇用の受け皿としてだけでなく、原材料やサービスなどを地域内で調達するなど、地域内再投資力の形成、ひいては地域経済の活性化に貢献できるような仕組みが必要である。

地域には、古くから根付く地場産業や地域産業、新たに起業したベンチャー企業、企業誘致により進出した企業など、多様な企業・産業が多様な形で地域住民の生活に影響を与えている。各々が地域の成り立ちを踏まえながら、地域経済の活性化を図る上でのみずからの役割を認識し、継続的に取り組むことが、住民一人ひとりが輝く地域の実現につながるものであることを理解したものである。

## (2) 地域経済活性化に必要な要素

地域経済の活性化とは、地域内の多様な経済主体の経済活動を通して、雇用や所得、地域に必要なサービス等を生み出し、地域住民一人ひとりの生活の維持・向上を図る一連の取り組みであることを確認したところであるが、これらを実現するために必要な要素について、第3分科会では以下のとおり整理してきた。

### ア 地域個性を生かした産業振興

地域経済を持続的に活性化していくためには、一過性ではない持続可能な経済活動が必要となる。また、この持続可能性を担保するためには、経済活動により生み出される商品、サービス等が、競争力の高いものであること、あるいは住民生活に密接に関わるなど地域ニーズが高いものであることなどが求められる。

このような視点から、経済活動のあり方を考えれば、今一度、地域を見わたし、個性的な地域資源を発見し、これらを生かした地域ならではの商品をつくること、また、地域住民の生活に目を向け、生活課題の解決、あるいはさらなる充実に寄与するサービス等を意識的に創出することなどが、持続可能な経済活動として成立し得るものであると考えられる。

第3分科会では、大分県の湯布院や長野県栄村などの先進事例から、地場産業と観光産業の結合による地域経済循環と新たな魅力づくり、高齢者ニーズに対応した医療・福祉産業の展開と年金を起点とした地域経済循環など、地域資源や地域ニーズを取り入れた産業振興策について理解を深めたところであり、改めて本市の地域資源、地域ニーズの掘り起こしと、これを踏まえた産業創出の必要性を認識したものである。

### イ 多面的機能を有する地域プラットフォームの創設

しかしながら、中小企業をはじめとした地域の経済主体にとって、地域個性やニーズを発見し、これを魅力ある商品、サービスとして市

場に送り込むことは容易なことではない。ニーズを把握するためのマーケティング、ニーズに対応するための商品開発や資金調達、再投資力を高めるための地域内産業連関の促進など、持続可能な経済活動を構築するためにクリアすべき事項は数多くあるのである。

このような時に、企業等が多様な視点から助言、支援を受けられる場が求められているものと考えられる。

八王子市や帯広市等の先進地では、民間企業や大学、地元金融機関、市民などで組織する産業振興会議を設置し、地域全体の産業振興といった目的を共有し、各機関の連携強化に努めるとともに、地元金融機関による経営コンサルティングや企業マッチング等をはじめとした各種支援や産業連関の取り組みが行われている。

地域内の業種や機関の枠を超えた組織等が集う場の創設は、多様な視点から地域の個性やニーズなどについて意見を交わす場となりうるため、新たな産業連関による価値創造の「気づきの場」としての機能が期待できる。さらには、このような場に、マーケット分析による市場動向の情報、商品開発等の技術的支援、資金調達の相談など、地域産業の維持・育成を支援する機能に加え、これらの相談支援を通じた地域企業情報の一元管理機能など多面的機能を付加することにより、地域内の多様な産業連関を促し、価値の高い製品、サービス等を地域内で創造することにつながる重要な場になり得るものと考えられる。

#### ウ 地方自治体による行財政権限の適切な行使

地域経済を活性化する上で、当該地域の行財政権限を有する地方自治体は、大きな役割を担っている。第3分科会では、その役割のあり方について、2つの視点から捉えたものである。

第1に、住民の声を聞き、地域の特性に合った政策づくりを行う政策形成主体としての役割である。長期にわたる地域経済の疲弊、東日本大震災及び原発事故による影響、さらには少子高齢化など今後の見通しなど、多様な問題を科学的に分析した上で、地域の主権者であり、政策実行主体でもある地域住民との合意形成を図りながら、住民一人

ひとりが真に生活環境の向上を実感できるような政策を構築する役割を担っている。

第2に、産業振興施策の実行を通じた、地域経済における投資主体としての役割である。地方自治体は政策の考え方を踏まえ、地域内再投資力を形成する施策を意識的に構築し、資金を地域内に投下するなど、重要な投資主体としての役割を適切に果たすことが求められる。また、住民による納税という形で還流した資金をさらに地域に投資することにより投資拡大を図ることが期待される。

これら地方自治体が適切に役割を果たすためには、一貫した政策に基づき、計画的に行政運営をしていく必要がある。全国では、地域産業振興に資する施策を展開することなどを定めた中小企業振興基本条例などの制定が進められており、八王子市や京都府与謝野町などでは、条例上に、自治体をはじめとして、地域の中小企業、大企業、住民等の役割を位置づけるとともに、当該地域の産業振興政策の方向性を明記することにより、具体的施策の推進を担保している例が見られる。第3分科会では、地方自治体がみずからの役割を明らかにし、各種施策を通してその役割を積極的に果たしていくためのツールとして、条例制定も1つの政策的手法になり得ることを理解したところであり、その前提となる政策づくりの今後のあり方を踏まえ、検討していく必要があると整理したものである。

#### エ 政策づくりへの住民参加

地方自治体が地域経済活性化に向けた役割を適切に果たしていくためには、地域の主権者であり、地域産業や地域社会の担い手でもある地域住民との合意形成が欠かせないものであり、地方自治体には、政策形成過程への住民参加を積極的に促していく責務がある。

その一方で、住民自身も、この政策づくりがみずからの地域生活に密接に関わるものであることを認識し、積極的に参加することが求められる。市街地、農村地域、中山間地域など、環境の異なる地域を有する本市においては、各地域の特徴、優位性を生かしながらも、一方に偏ることなく、政策の全体最適性を図る必要がある。このようなこ

とからも、多様な住民が政策づくりに参加することを通して、地域の現状、地域経済の仕組み、あるべき姿などについて意見を交わし、地域全体の課題解決に向けた考え方を醸成していくことが、住民が地域経済活性化の問題をみずからの問題として捉え、担い手としての役割を主体的に果たしていくことにつながるものと認識するものである。

#### **第4 今後の取り組みについて**

以上のように第3分科会では、政策課題の解決に向けて、基本的には前期議会の方向性を踏襲しながら政策研究を進めてきたところであり、住民一人ひとりが輝く地域を実現することを念頭におきながら、地域経済が持続可能な形で活性化するあり方について理解を深めてきた。

今後の取り組みとしては、地域間ネットワークの構築、産業連関の促進、各種地域企業支援等の複合的機能を有するプラットフォームの構築など、地域経済の活性化を具現化するために必要な具体的機能や体制等のあり方について調査研究を行うとともに、これらを1つのプログラムとして機能させるための仕組みについて検討していく必要がある。

さらには、政策を立案し、これを実効性のある取り組みに反映させていくための政策的手法の検討や、当該政策に基づき、個別具体的な施策が実行された際の成果指標、効果の検証方法のあり方等についても今後の研究課題であると認識している。

## 第5 取り組み経過一覧

年	月 日	内 容
平成 23 年	10月27日	□前期議会政策討論会第3分科会の最終報告の確認
	12月12日	□政策討論会第3分科会の研究テーマの討議
	12月26日	□政策研究の具体的検討項目等に関する討議
平成 24 年	1月16日 ～17日	◎産業経済委員会行政調査（静岡県掛川市＝掛川市中心市街地活性化基本計画、静岡県静岡市＝静岡市めざせ茶どころ日本一条例、静岡市ものづくり産業振興条例）
	1月24日	□今後の進め方
	3月22日	□政策研究セミナー（福島大学経済経営学類・小山良太准教授＝東日本大震災及び原子力発電所事故による地域産業への影響と復興への展望）
	4月18日	□行政調査や議案審査、政策研究セミナー終了後の総括
	4月27日	□政策研究セミナー（福島大学・鈴木浩名誉教授＝東日本大震災及び原子力発電所事故による地域産業の復興と展望）
	6月6日	□政策研究セミナー終了後の委員間討議
	7月3日 ～4日	◎産業経済委員会行政調査（岩手県花巻市＝起業化支援の取り組み、秋田県横手市＝食と農からのまちづくり）
	7月10日	□行政調査終了後の委員間討議
	10月4日	□震災及び原発事故による本市における被害の特徴や影響の総括
	10月10日	□震災総括、分科会での政策研究等の中間総括
	10月17日	□震災総括（本市の地域経済における課題）
	10月25日	□震災総括（地域経済のあり方）
	11月21日	□震災総括（震災及び原発事故の地域経済への影響に関する委員間討議）
	12月17日	□震災総括（震災及び原発事故の地域経済への影響に関する委員間討議）

平成 25 年	3月26日	<input type="checkbox"/> 3月31日の政策研究セミナーに向けた事前学習
	3月31日	<input type="checkbox"/> 政策研究セミナー（京都大学大学院経済学研究科・岡田知弘教授＝住民一人ひとりが輝く持続可能な地域づくりのあり方）
	4月4日	<input type="checkbox"/> 政策研究セミナー終了後の委員間討議
	4月18日	<input type="checkbox"/> 政策研究セミナー及び委員間討議を踏まえた論点整理、分科会での政策研究等の中間総括
	6月3日	<input type="checkbox"/> 政策研究セミナー及び委員間討議を踏まえた論点整理
	7月5日	<input type="checkbox"/> 中間総括骨子（案）の検討
	7月17日	<input type="checkbox"/> 中間総括（案）の検討
	8月1日	<input type="checkbox"/> 中間総括（案）の検討（予定）

[引用・参考文献]

- [1] 岡田知弘「平成25年3月31日 会津若松市議会政策研究セミナー 住民一人ひとりが輝く持続可能な地域づくりのあり方 資料」
- [2] 同上
- [3] 岡田知弘「平成25年3月31日 会津若松市議会政策研究セミナー」